

## 株式会社ファーストワン行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年11月 1日～ 令和7年 3月31日まで

### 2. 目標

- 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### 3. 対策と実施時期

- 令和3年12月 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、健康保険法及び厚生年金保険法に基づく社会保険料の免除など諸制度の調査を実施する。
- 令和4年 1月 上記の諸制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。